

多様な学びの支援について

1 背景

(1) 国の動き

○平成 28 年 12 月 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）の公布

○令和元年 10 月 不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

教育機会確保法やこれに基づき策定された基本指針の趣旨を踏まえ、不登校児童生徒への支援の視点として、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことが示された。

○令和 5 年 3 月 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について（通知）

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLO プラン」を策定し、次のとおり目指す姿を掲げるとともに、これらの実現に向けて不登校対策の一層の充実に取り組むことが示された。

- ①不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
 - 不登校特例校の設置促進（全国 300 校の設置を目指す）や校内教育支援センターの設置促進、教育支援センターの機能強化、多様な学びの場・居場所の確保（フリースクールとの連携強化）など
- ②心の小さな SOS を見逃さず、「チーム学校」で支援する
 - 「チーム学校」（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携）による早期支援や一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援など
- ③学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする
 - 学校の風土を「見える化」など

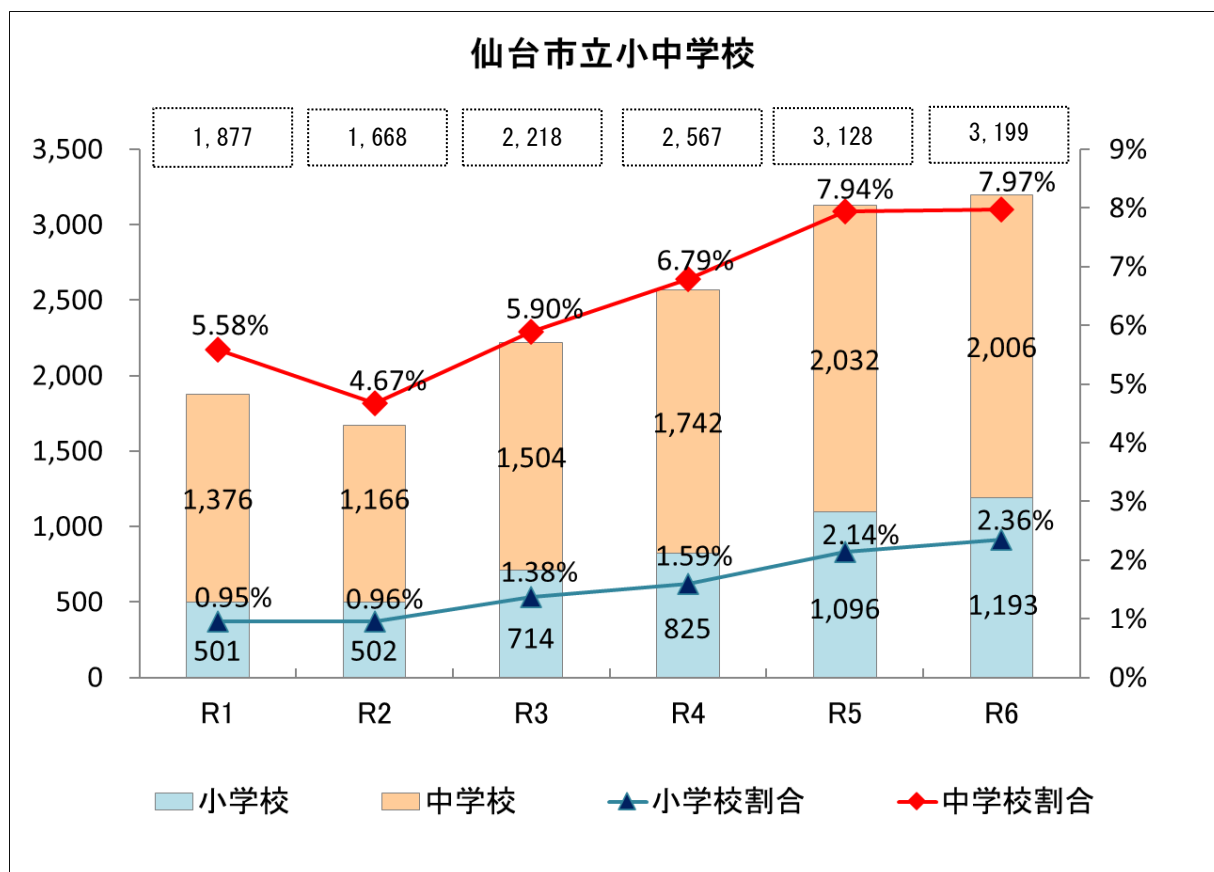


出典：文部科学省ホームページ
（「誰一人取り残されない学びの保障に向けた 不登校対策（COCOLO プラン）」表紙）

○令和 6 年 8 月 不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について（通知）
不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を成績に反映する場合が定められた。

(2) 不登校児童生徒数の推移

本市における不登校児童生徒数は、次のように増加傾向となっている。



【参考】政令指定都市における1,000人当たりの不登校児童生徒数（令和6年度）

○小学校

	都市名	1,000人 当たり人数
1	福岡市	30.1
2	浜松市	29.9
3	静岡市	28.6
4	堺市	27.1
5	熊本市	26.8

13	仙台市	23.6
----	-----	------

16	札幌市	21.6
16	川崎市	21.6
18	千葉市	21.3
19	大阪市	20.5
20	さいたま市	17.0
	平均	24.2

○中学校

	都市名	1,000人 当たり人数
1	大阪市	95.5
2	熊本市	89.8
3	静岡市	86.0
4	福岡市	83.8
5	札幌市	82.2

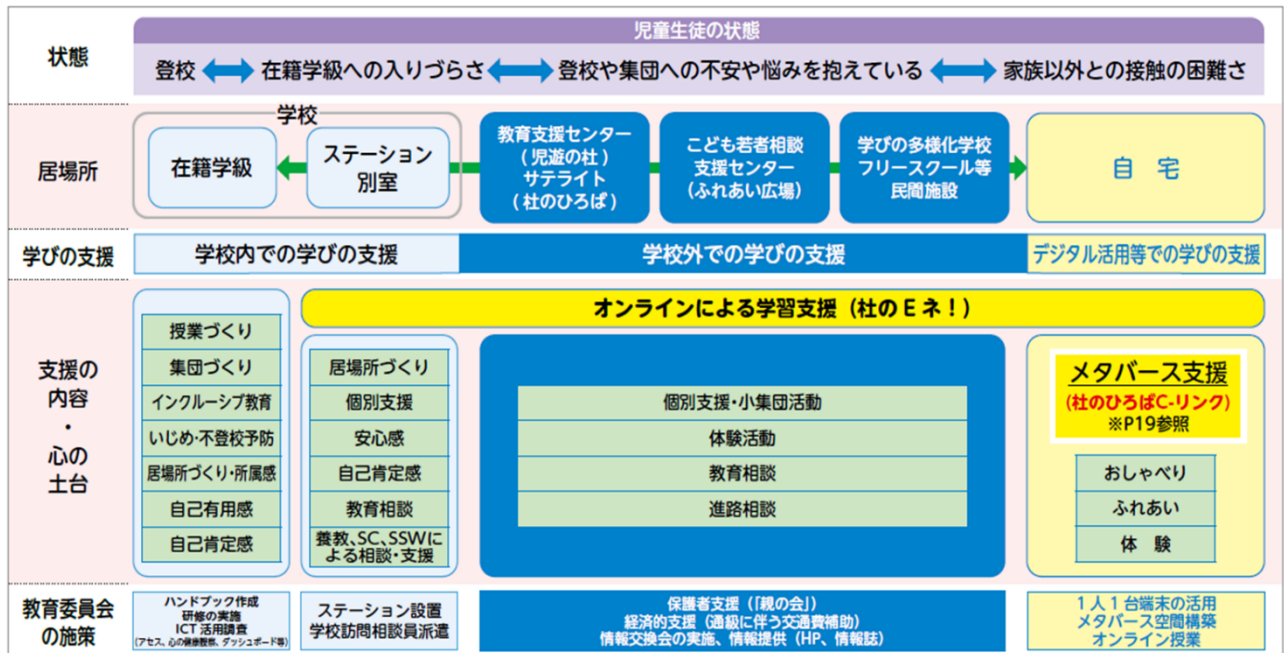
7	仙台市	79.7
---	-----	------

16	川崎市	62.6
16	堺市	62.6
18	さいたま市	52.7
19	千葉市	51.9
20	岡山市	49.9
	平均	74.7

2 本市の主な取組

本市では、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLO プラン」を踏まえ、以下のような取組を行っている。

〈仙台市の支援の全体像〉

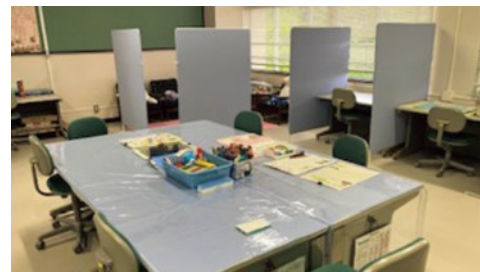


出典:「登校に不安や悩みを抱える児童生徒等への支援ハンドブック」(令和6年度仙台市教育委員会発行)

(1) 児童生徒の多様な学びの場の確保

①在籍学級外教室「ステーション」の設置拡充

専任の担当教諭を配置した在籍学級外教室「ステーション」の設置拡充を進め、担当教諭が児童生徒に対して継続的に関わることで、コミュニケーションスキルの向上や学びの機会の確保等を行っている。



※ステーションの様子

○ステーションの設置校数の推移

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
小学校(全 118 校)	-	-	-	-	10校	15校	20校
中学校(全 64 校)	5校	10校	20校	25校	35校	45校	55校

②教育支援センターにおける支援

「児遊の杜」とサテライト「杜のひろば」(8か所)において、訪問対応や個別対応、小集団対応等、登校に悩みを抱える児童生徒への社会的な自立に向けた支援を行っている(令和7年度の利用者 267名)。

③オンライン授業・メタバース支援

令和6年度から、登校に不安や悩みを抱える中学生を対象として実施している。

○オンライン授業「杜のEネ！」

一人一台端末を活用し、週3日、授業を配信している（令和7年度の登録者数74名）。

○メタバース「杜のひろば・C-リンク」

インターネットを利用したメタバース（仮想空間）で、利用者がアバターを利用して、交流や学習等を行っている（令和7年度の登録者数30名）。

④ICTを活用した不登校の児童生徒への支援

在籍校やその他の施設に通うことができていない不登校児童生徒に対し、ICT等を活用した学習機会の確保を図り、指導要録上の出席扱いとして認定している（令和7年度に指導要録上出席扱いとした人数28名）。

⑤学びの多様化学校の設置準備

令和8年度から、多様な学び支援課内に「学びの多様化学校設置準備室」を新設し、学びの多様化学校の中学校の設置に向けた準備を進めている。

（2）フリースクール等民間施設との連携

①共同宣言の実施

不登校児童生徒への支援に向け、令和6年度にフリースクール等で構成される3団体と共同宣言を交わし、意見交換等を行うとともに、令和8年度からは親の会を共同開催している。

②フリースクール等民間施設との出席認定に係る連携

児童生徒が、一定の要件を満たすフリースクール等民間施設を利用した場合に、指導要録上の出席扱いとして認定している。令和8年度からは、当該民間施設と業務協定を結んだ上で、必要な通所記録の作成等に係る負担金の交付を行う。

③不登校児童生徒等支援活動への助成

令和8年度から、フリースクールも含めた地域団体が行う多様な学びの体験活動や保護者支援活動等に対する助成制度を創設した（事業提案型、1団体につき上限30万円）。

（3）児童生徒や保護者に対する支援

①スクールカウンセラーの配置

全市立学校に週1日配置するとともに、令和8年度からは、相談件数の多い21校について週2日配置に拡充している（令和7年度の不登校に係る相談件数7,130件）。

②スクールソーシャルワーカーの配置

令和7年度から拠点校である市立中学校等に週1日配置（大規模4中学校区に週2日）し、学区の小学校も含めて全市立学校をカバーする体制としている（令和7年度の不登校に係る相談件数500件）。

③学校生活アンケート調査を活用した児童生徒支援

全市立学校の小学校5・6年生と中学生を対象として、よりよい学校生活と小さなSOSに早期に気づくためのアンケート調査を年3回実施。学校の風土や児童生徒の心身の状態を専門機関のシステムにより数値化・分析して、児童生徒の支援に活かしている。

④「親の会」の実施

不登校児童生徒を持つ保護者やその経験者が交流する場である親の会を、教育支援センターで月2回実施し、同じ悩みを持つ方々と気軽に話ができる機会を設けている。

⑤多様な学び相談ダイヤルの設置

多様な学び相談のさらなる充実を図るため、専任の相談員が対応する多様な学び相談ダイヤルを、8月18日に開設する。

⑥交通費等の経済的な支援

令和6年度から、「児遊の杜」や「杜のひろば」、フリースクール等の利用に係る交通費の支援、私立の学びの多様化学校に係る交通費や学用品費の支援を実施している。

(4) その他

① 仙台市不登校支援ネットワーク

不登校児童生徒及びその保護者等を支援するため、市民団体や民間企業、大学等とともに、平成16年に「仙台市不登校支援ネットワーク」を組織し、各団体の協力のもと、職場体験活動等を行っている。

② ハンドブックの活用

児童生徒に対するよりよい支援を図るため、教職員向けのハンドブックを作成し、各学校で活用している。



(左) 登校に不安や悩みを抱える児童生徒等への支援ハンドブック (令和6年度発行)

(右) 教育相談ハンドブック 児童生徒理解と心のケアのために (令和7年度発行)

③不登校児童生徒定期健康診断の実施

令和8年度から、不登校児童生徒が学校外の医療機関で健康診断を受診する機会を提供している。

3 今後の取組

本市においてはこれまで、文部科学省の「COCOLOプラン」を踏まえ、児童生徒に対する多様な学びの場の確保や、児童生徒と保護者の双方を支える体制の充実を図り、誰一人取り残されない学びの実現を目指してきた。

今後とも、「ステーション」のさらなる設置拡充や、スクールカウンセラー等の専門職による支援体制の強化、学びの多様化学校の設置等の取組を進め、児童生徒の多様な学びの支援の充実を図っていく。